

## 埼玉県建設DX関係特記仕様書記載例

建設DXを用いた発注を行う場合、以下の記載例を参考に特記仕様書へ記載すること。なお、いずれの場合においても公告文への記載は不要とする。

### 1. 建設工事（営繕工事を除く）

#### 【遠隔臨場を「発注者指定型」で発注する場合】

（建設DXの実施について）

第〇〇条 以下の各号に基づき、受発注者の業務効率化を図ること。

一 遠隔臨場を活用すること。

二 遠隔検査については活用することができる。

2 実施にあたっては各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL:

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho\\_kyoyusystem\\_doboku.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho_kyoyusystem_doboku.html)

#### 【上記以外の全ての工事】

（建設DXの実施について）

第〇〇条 受発注者の業務効率化を図るため、遠隔臨場及び遠隔検査を活用することができる。

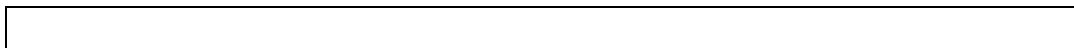
2 実施にあたっては各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL:

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho\\_kyoyusystem\\_doboku.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho_kyoyusystem_doboku.html)

#### <参考>

埼玉県建設工事情報共有システム及び埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づく電子納品は埼玉県土木工事共通仕様書に記載されているため、特記仕様書への記載は不要とする。



## 2 1. 情報共有システム

情報共有システムとは、発注者が指定する「埼玉県建設工事情報共有システム実施要領」等に基づき、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。

## 埼玉県土木工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-1-28 工事完成図書納品の納品

### 3. 電子成果品の提出

受注者は、電子納品に際して、発注者が指定する「埼玉県電子納品運用ガイドライン」等に基づき、「電子納品チェックシステム」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子成果品を提出しなければならない。

## 2. 建設工事に係る業務委託（営繕関係業務委託を除く）

### 【遠隔臨場を「発注者指定型」で発注する場合】

（建設DXの実施について）

第〇〇条 以下の各号に基づき、受発注者の業務効率化を図ること。

- 一 遠隔臨場を活用すること。
  - 二 情報共有システムを及び遠隔検査については活用することができる。
- 2 実施にあたっては各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL:

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/koji\\_jyoho\\_kyoyusystem\\_doboku.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/koji_jyoho_kyoyusystem_doboku.html)

### 【上記以外全ての業務委託】

(建設DXの実施について)

第〇〇条 受発注者の業務効率化を図るため、情報共有システム、遠隔臨場及び遠隔検査を活用することができる。

2 実施にあたっては各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL:

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho\\_kyoyusystem\\_doboku.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho_kyoyusystem_doboku.html)

<参考>

埼玉県電子納品運用ガイドラインに基づく電子納品は埼玉県土木設計業務委託共通仕様書、埼玉県測量業務委託共通仕様書、埼玉県地質業務委託共通仕様書に記載されているため、特記仕様書への記載は不要とする。

埼玉県測量作業共通仕様書 第17条 成果物の提出

埼玉県地質・土質調査共通仕様書 第118条 成果物の提出

埼玉県土木設計業務共通仕様書 第1編 共通編 第1117条 成果物の提出

4 受注者は、「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

### 3. ICT活用工事を行う場合

【ICT活用工事を「発注者指定型」で発注する場合】

(ICT活用工事について)

第〇〇条 本工事は、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事(〇〇)とする。※対象工種を記入する

2 実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html>

**【ICT活用工事を「受注者希望型」で発注する工事】**

(ICT活用工事について)

第〇〇条 情報通信技術（ICT）の全面的な活用を推進するため、施工プロセスの各段階において、3次元データ等を活用するICT活用工事（〇〇）を、受注者の提案・協議により選択できるものとする。

**※対象工種を記入する**

2 対象となる工種の実施にあたっては各実施要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/i-con.html>